

# 福祉政策マニフェストの成果報告

令和3年9月



政策 01 「(仮称)かまくら共生条例」の制定	
【内容】	「全ての人がお互いに人格・個性・多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合える環境がある共生社会」の方向性を明文化するために、「(仮称)かまくら共生条例」を制定します。
【効果】	市が共生を目的とすることを明示することで、市全体の取り組みに安定性が生まれます。
【実績】	『鎌倉市共生社会の実現を目指す条例』を制定しました。 <a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyo/jourei.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyo/jourei.html</a> 条例に基づき、まずは全窓口に「共生の窓口のサインボード」を設置し、市民、事業者、職員、教員等を対象に共生社会に係る講座・研修などの啓発事業を実施しました。

政策 02 社会資源の見える化と活用の推進	
【内容】	市内の社会資源(住民・NPO・福祉施設・医療施設・サークル・地域活動・自治会など)が誰にでもわかりやすく検索できる取り組みを進めます。また、その社会資源が有機的に繋がり、活きる取り組みを推進します。
【効果】	社会資源の見える化により、地域における自助・共助が強化されます。
【実績】	「地域包括ケア支援システム」を利用し、本市の社会資源を検索できるようにしたことにより、社会資源が誰にでもわかりやすく検索でき、有機的につながりやすくなった。

政策 03 「(仮称)鎌倉スタイルサポーター」の育成	
【内容】	共生社会を担える人材育成の仕組み化を行います。また、教育現場や生涯学習の現場において、共に支え合える住民力をつけるための啓発・教育も推進していきます。
【効果】	市民による自助・共助の力が向上し、公助がより効果的かつ効率的に実施できるようになります。また、市民のやりがいづくりにも寄与します。
【実績】	既存の市民サポーター制度の名称を『かまくら市民共生サポーター』に統合すると共に、各サポーター養成講座に共生に関する内容を組み込みました。

政策 04 総合的な福祉・医療人材の育成	
【内容】	共生社会を担える「真のソーシャルワーカー」の育成を推進します。また、障害・保育・介護などの分野をまたいだ総合的な福祉人材の育成や総合診療医への支援を推進します。
【効果】	地域福祉・医療を担える人材が増えることで、地域包括ケアシステムなど、共生社会を支える取り組みが推進されます。
【実績】	医療 SW と生活保護 CW との合同研修を実施。 市職員の社会福祉士資格取得支援 市職員向けの共生の意識形成のための研修等を実施した。(参加人数 386 人)

政策 05 公民の福祉人材の交流推進

【内容】	行政と福祉事業所等の人材交流を推進します。その他、市職員を福祉・医療先進地域・国等に派遣することによるスキルアップも検討します。
【効果】	行政と現場の両方の立場がわかる職員が育成され、福祉政策の推進に寄与します。
【実績】	鎌倉市社会福祉協議会職員が市役所生活福祉課で実務研修を実施。 3週間、高齢者いきいき課の職員が民間福祉施設での研修を実施。

政策 06 IT を用いた福祉・医療情報の公開・発信・共有の推進

【内容】	IT メディア(既存のアプリ、LINE、Facebook 等)を用いた福祉・医療にかかる情報の公開・発信・共有を推進します。
【効果】	市民の福祉・医療における情報共有が進みます。
【実績】	健康福祉部において、SNS を活用した情報発信を積極的に行うため、部内マニュアルを作成し、各課と共有し運用を開始し、福祉・医療関係イベント等について、ツイッター、ホームページを使用して情報発信を行った。

政策 07 「(仮称)共生窓口」の設置

【内容】	障害者、子供、高齢者など対象による縦割りではなく、ワンストップで相談できる窓口をつくります。また、現状把握などにおけるビッグデータの活用や、AI を利用した相談業務も検討します。
【効果】	市民の相談にかかる負担を軽減します。また、相談業務の職員負担の軽減と質の充実が図られます。
【実績】	市役所 1 階の正面入り口隣に、「市民相談」と「福祉総合相談」を一体化した「くらしと福祉の相談窓口」を開設しました。相談窓口のワンストップ化を目指した改善と市民の利便性の向上を図り、市民が安心して相談できる環境を整備したところ、相談件数が約3倍に増加しました。

政策 08 福祉にかかる諸計画への住民参加のさらなる推進

【内容】	福祉にかかる諸計画(地域福祉計画、障害者計画など)への住民参加をより推進します。
【効果】	より住民ニーズに合い、現場に即した計画が策定されることで、福祉サービスなどの向上に寄与します。
【実績】	自殺対策計画推進会議、地域共生条例策定委員会、地域福祉計画推進委員会における市民委員を 10 名中 3 名に増員しました。アンケート対象者数を増加して、より住民ニーズに合った計画づくりを目指しました。

政策 09 「(仮称)お役所事務減らす会議」の設置	
【内容】	「(仮称)お役所事務減らす会議」を設置し、市内の実務経験者等を交えて、福祉・医療等にかかる行政事務を効率化して行くアイデアを募り、実行していきます。また、現状に合わない法律や制度の改変を国に積極的に求めていきます。
【効果】	行政が効率化され、事業者と行政の負担が軽減されます。また、現状に合わない国の法律・制度が変わる可能性があります。
【実績】	お役所事務減らす会議を5回開催し、保育、障害、介護分野の事業所からいただいた課題に対して、対応を検討、実施しました。すべての課題に対する取り組み状況をとりまとめ、令和2年12月11日付で市内の障害、介護事業所に会議結果としてお知らせしました。

政策 10 共生社会への機会の創出	
【内容】	市民が共生社会について、知って、考えて、行動・参加する機会や仕組み創出します。また、現場で福祉・医療などに関わる専門職や事業者の意見を積極的に市政に生かす機会も創出します。
【効果】	共生社会について理解している市民が増え、活動に参加する人が増えます。また、福祉・医療現場の的確な意見や提案が市政運営に反映されるようになります。
【実績】	バリアフリービーチを開設しました。 市民向け共生理解促進の機会として「共生カフェ」(スターバックス協力)を実施しました。 令和3年11月 地域共生社会推進全国サミット IN かまくらを開催予定です⇒ <a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyo/summit2020.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyo/summit2020.html</a>

政策 11 「(仮称)障害者の情報・コミュニケーションにかかる条例」の制定	
【内容】	全ての障害者への意思疎通支援が可能となる「(仮称)障害者の情報・コミュニケーションに関する条例」を制定します。
【効果】	障害者の社会参加が促進されます。
【実績】	視覚障害者及び聴覚障害者の権利が擁護され、障害の有無にかかわらず市民がお互いを尊重し合える社会を目指し、『鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例』を制定しました。 8月に開催したスマートシティ市民対話(オンライン開催)では、手話通訳を実施し、聴覚障害者2名の方が参加されました。また、視覚障害者向けに重要な郵便物などに点字シールを添付することや、市長記者会見時に手話通訳者を設置しました。

政策 12 障害や難病に対する理解の促進	
【内容】	学校教育や生涯学習を通じて、障害や難病に対する住民の理解を促進します。また、そのための啓発も積極的に行なっていきます。
【効果】	住民の障害や難病に対する理解が促進され、支え合いが進みます
【実績】	障害や難病に対する周知用冊子(パンフレット)を配布しました。 障害や難病に対する啓発講座や講演会を開催しました。

政策 13 インクルーシブ教育システムの実現

【内容】	インクルーシブ教育システム実現のため、特別支援教育推進計画を作成すると共に、多様な学びの場を作ります。
【効果】	子供の特性に応じた、きめ細かな教育により、その子の能力が伸びていきます。
【実績】	特別支援教育体制をさらに充実していくため、特別支援教育推進計画を策定しました。 学校介助員、スクールアシスタントを配置しました。 また、平成31年度に深沢小学校特別支援学級、情緒通級指導教室を開設し、令和2年度は岩瀬中学校特別支援学級、令和3年度は今泉小学校特別支援学級を開設しました。

政策 14 小・中学校における医療的ケア児への支援

【内容】	訪問看護師の活用などの手段を検討しながら、医療的ケア児が小・中学校に通学するための支援を実施します。
【効果】	医療的ケアが必要な子供が自らが望む教育を受ける機会が増えます。
【実績】	県立鎌倉養護学校から看護師を派遣していただき、医療的ケアが必要な児童生徒が小・中学校に通学するための支援を実施しました。

政策 15 障害者の地域移行の推進

【内容】	地域移行を望む障害を持たれた方々が、地域で自分らしく暮らせる環境の整備を推進します。
【効果】	障害を持たれた方でも、自分らしく生きることができるようになります。
【実績】	グループホームを開設及び運営する事業者が、グループホームに適した住居にするために行うバリアフリー化等の改修工事等の費用を補助する障害者グループホーム運営事業補助金として500万円を予算化しました。 住宅課の居住支援協議会で研修会を実施しました。 相談支援において住宅入居支援を実施しました。 地域生活支援拠点等の整備について、緊急一時保護事業の対象範囲を拡大し、要綱を制定しました。

政策 16 誰もがチャレンジできる障害者雇用の推進

【内容】	働きたい障害者が生き活きと働けるように、障害者雇用 2000 人を目指し、市役所が先導して取り組むと共に、市内事業者に働きかけます。
【効果】	障害者の社会参加が促進されます。
【実績】	「障害者二千人雇用センター」を開設し、一般就労に必要な能力の取得の支援、就労支援・生活支援を行うことにより障害者雇用の促進しました。 また、市役所内に、ワークステーションかまくらを開設し、働く意欲のある方を雇用し職務経験を得ることで、一般企業などへの就業が円滑に行えるよう支援しています。 市内外で働く市民の障害者及び市内で働く障害者の人数は、平成 30 年の 1411 人から、令和3年6月現在、1680 人となっています。 障害者二千人雇用事業について⇒ <a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/2000koyo.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/2000koyo.html</a>

政策 17 「(仮称)子ども総合支援条例」の制定

【内容】	すべてのこどもが大切にされ、元気にのびのびと安心して育つことができるように市として、子供に対する総合的な支援や権利擁護を定める条例を制定します。
【効果】	子供に対するより総合的な支援が実施されると同時に、子供の人権が守られる環境整備が進みます。
【実績】	すべてのこどもが一人の人間として人格を認められ、自分らしくのびのびと育つために、子ども・子育てに関わる方々の役割などを定めて、環境を整えていくために『子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例』を制定しました。 <a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/nobinobijourei.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/nobinobijourei.html</a>

政策 18 保育士の量と質の確保

【内容】	保育士の給与、働き方、待遇など総合的な支援策を講じることで、保育士の量と質の確保を図ります。
【効果】	鎌倉市の保育環境が向上します。
【実績】	保育の質を確保するため、『保育の質のガイドライン』を作成。保育士を確保するため、民間保育所に勤務する常勤の保育士を居住させる目的で借上げた宿舍の経費の一部を補助する事業を開始しました。また、民間保育園や鎌倉女子っ大学との協働で保育士就職支援講座を実施しました。さらに保育士表彰制度を創設しました。

政策 19 家庭における子育ての支援

【内容】	家庭で子育てを望む住民ニーズにも応えられる子育て支援を推進していきます。
【効果】	多様な子育てへのニーズに応えられるようになります。
【実績】	旧梶原子ども会館を活用し、冒険遊び場を常設化しました 青空自主保育グループに対し、活動拠点(情報交換、活動会議の場等)の提供等の支援を実施しました

政策 20 放課後の居場所づくり

【内容】	すべての就学児童が放課後等を学校で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる「放課後かまくらっ子(放課後子ども総合プラン)」を全校で実施し、学童保育待機児童をゼロにします。
【効果】	放課後の時間が、より豊かになります。
【実績】	希望するすべての就学児童が放課後等を学校で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる「放課後かまくらっ子」を小学校全 16 校で開始しました。

政策 21 家庭養護の推進

【内容】	「子供の最善の利益」を確保するために、家庭養護への啓発・支援に取り組みます。
【効果】	子供たちが自分らしい生活を送れるようになります。
【実績】	家庭養護(里親制度)の認知向上のため、県児童相談所と連携し、要保護児童対策地域協議会の各会議における情報提供や、各種イベントの出展時にチラシ配布等を行うなどの周知を図った。 毎年 10 月の里親推進月間について、広報かまくらで周知を図った。 こどもと家庭の相談室での各種相談の中で、相談者のニーズがあると思われる場合は、必要に応じて里親事業を行っている児童相談所につなげるよう意思統一を図った。

政策 22 児童虐待防止の取り組みの強化

【内容】	児童虐待防止の取り組みを強化します。
【効果】	児童虐待が減少します。
【実績】	こどもと家庭の相談室で虐待相談等、各種相談を受付。虐待相談については要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で関係機関と連携して取組んだ。 各種子育て講座(BP 講座、目からウロコの子育て講座、NP 講座)を実施した。 必要な家庭に対し、養育支援訪問を実施した。 これらの取り組みによって、児童虐待未然防止に係る各種数値(こどもと家庭の相談室における相談件数、支援センター利用者数、子育て支援講座参加者数)の増加に寄与できた。

政策 23 介護にかかる当事者への真の自立支援の確立

【内容】	介護にかかる当事者が真の自立した生活を送ることを支援するために、当事者が適切な介護サービスを利用できる情報を提供し、支援していく体制を整備します。また、「身体拘束ゼロ」を目指すことを宣言します。さらに、セルフケアプランの作成支援も検討します。
【効果】	介護にかかる当事者が自らの望む生活を送れます。
【実績】	「高齢者の権利擁護、虐待防止」をテーマとした事業者研修会を実施。 セルフケアプラン手引書の作成など、当事者の真の自立支援に向けた取り組みを実施した。 虐待防止の手引きを作成しています。(令和3年度中に完成予定)

政策 24 介護職員の人材確保と専門性向上の推進

【内容】	介護職員の人材確保と専門性の向上を目指します。
【効果】	介護職不足が解消され、より専門性の高い職員が働くことによって、市民への介護サービスが向上します。
【実績】	介護資格取得者助成事業実施要綱を制定しました。 介護職員初任者研修及び介護職員に係る実践者研修にかかる費用の一部助成を行う。(30,000円／年間)

政策 25 認知症サポーター育成等の推進

【内容】	高い目標を持って認知症サポーターの養成を推進します。また、その後のステップアップのフォローも徹底します。さらに、介護やその予防に関する知見を深める取り組みも推進します。
【効果】	地域における認知症への理解が進みます。また、介護予防を推進し、介護者の負担軽減にもつながります。
【実績】	認知症サポーター養成講座の実施。年間で約 3,000 人受講しました。 神奈川県オレンジパートナー養成研修を共催で実施しました。

政策 26 当事者及び介護者の交流・相談の場の拡充と支援

【内容】	市内の認知症カフェを拡充したり、介護者が交流・相談し合えたりする場を拡充します。
【効果】	介護を一人で抱え込まずに、介護者の負担軽減につながります。
【実績】	市内で行われている「認知症カフェ」や、その他、認知症の方が気軽に参加し、交流でき、必要に応じて、相談できるような場について、情報収集をし、その情報を発信しました。 認知症サポーター養成講座を実施し、地域包括支援センターや、かまくらりんどうの会を紹介しました。

政策 27 優良介護事業所等の評価と公正な競争環境の整備

【内容】	優良な事業所が評価される仕組みを検討します。また、全国的に問題となっている介護事業所への利用者の「困り込み」など、当事者本位でなく、公正な競争を歪める取り組みを抑制します。
【効果】	優良な事業所が増え、当事者本位のサービスが提供されるようになります。
【実績】	ケアプラン点検業務委託契約締結。ケアプラン点検を実施することで、ケアマネジャーの質の向上を図りました。

政策 28 在宅医療と推進と在宅看取り環境の整備

【内容】	在宅医療が円滑に行われるための環境整備を推進します。また、在宅で人生の終期を迎えられる取り組みを進めます。
【効果】	在宅介護の負担が軽減します。また、在宅で亡くなりたい方の思いを実現します。
【実績】	在宅医療に取り組む医師や訪問看護師を増やすため、研修を実施しました。 在宅療養後方支援病院登録システム(バックベッドシステム)の構築の必要性については、医師会、医療機関で認識されており、今後取り組んでいく。

政策 29 「(仮称)くらし支え合い条例」の制定

【内容】	生活困窮の解決や自立支援などを目的とした「(仮称)くらし支え合い条例」を制定します。
【効果】	生活困窮者の自立が促進されます。
【実績】	令和3年4月「鎌倉市市民のくらしをまもる条例」を施行 <a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seikatu/2020paburikkukomento.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seikatu/2020paburikkukomento.html</a> 消費者被害の未然防止・拡大防止 生活困窮者の早期発見・適切な支援を通じて「より良い市民のくらし」を実現するため、鎌倉市くらし見守りネットワークを構築しました。

政策 30 ケースワーカーの質と量の拡充と切れ目のない支援

【内容】	生活保護者、生活困窮者等に対して、切れ目のない総合的な支援を行なっていける庁内体制を整備し、職員の質・量の拡充を目指します
【効果】	生活保護者、生活困窮者の自立が促されます。また、ケースワークに関わる職員の負担を軽減します。
【実績】	「社会福祉主事」資格をもつ職員の養成と生活保護面接相談員 2 名の雇用により、ケースワークに関わる職員を拡充し、生活困窮者等への支援が充実した 6 名の職員が社会福祉主事資格を取得、ケースワーカー全員がゲートキーパー研修を受講した。

政策 31 子供の貧困に関する実態調査の実施

【内容】	子供の貧困に関する実態調査を行い、子供の貧困対策に生かしていきます。
【効果】	子供の貧困の現状を明らかにし、支援施策を実施する根拠が明らかになります。
【実績】	平成 29 年 12 月に子どもの貧困に関係する課を交えて実態調査の調査項目を作り、平成 30 年 1 月に実態調査を行った。対象は市内に住む 18 歳未満の子どもがいる 3,000 世帯を無作為抽出し、その保護者にアンケート調査を実施した。実態調査を行った結果、子育て世帯の生活の状況や、経済状況、所得による傾向などを把握した。また、ひとり親家庭についてより具体的な調査を実施しました。調査結果を受け、子ども・子育てきらきらプランへ、子どもの貧困に関する事項を掲載しました。

政策 32 生活困窮世帯等の子供の学習支援事業の促進

【内容】	民間の活力も活かしながら、生活困窮世帯等、家庭に課題のある子供の学習支援を推進します。
【効果】	子供たちの将来選択が拡充されます。
【実績】	生活困窮世帯や家庭に課題のある子どもへの学習支援や居場所づくりを支援するため、平成 28 年 10 月に開設した施設 (Space ぷらっと大船) における子どもの受入数の増加を図るとともに、新たな施設を 1 箇所開設 (スタディーサポートかまくら) し、学習支援事業を拡充することで、子供たちの将来選択の幅を広げ、貧困の連鎖を防ぐよう取り組んでいます。

政策 33 家計相談支援事業等の実施

【内容】	家計相談支援事業、就労準備支援事業を実施します。また、納税延滞者への通知に生活困窮者相談窓口への案内を記載するなど、納税延滞者の自立に向けた支援を進めます。
【効果】	生活困窮者の自立が促進されます。生活困窮者が適切な相談窓口で相談することが期待されます。
【実績】	納税等延滞者に対する通知に生活困窮者相談窓口への案内を送付しました (平成 29 年度実施) 家計改善支援事業、就労準備支援事業を開始しました。適切な相談窓口に繋ぐことで、生活困窮者の早期発見、早期自立を図りました。

政策 34 マイノリティに対する住民理解の促進

【内容】	LGBT(性的少数者)、刑務所出所者、外国籍市民などマイノリティに対する住民の理解を促進します。
【効果】	マイノリティの人権が守られます。暮らしやすい環境になっていきます。
【実績】	LGBT への理解促進を図るための人権啓発講演会を実施しました(平成 30 年度) 市民向け国際理解講座として映画「ハーフ」の上映会といわゆるハーフの方と参加者によるトークセッションを開催しました(平成 30 年度) パートナーシップ宣誓制度施行に伴い、広報かまぐら【「共生社会」の実現に向けて】の中で、性的マイノリティについて連載しました。 講演会「知ることからはじめる性的マイノリティ」を開催した。(令和元年度)

政策 35 刑務所・少年院出所者の協力雇用主への入札優遇措置の検討

【内容】	刑務所・少年院出所者を雇う協力雇用主への入札優遇措置を検討します。
【効果】	刑務所出所者等の社会復帰の環境が整っていきます。
【実績】	価格及び価格以外の要素である企業の社会性・信頼性、技術力等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札において、「企業の社会性・信頼性」の評価項目に「協力雇用主制度の登録の有無」を設けた。

政策 36 保護観察対象者らの雇用制度の導入

【内容】	保護観察対象者らを市で臨時雇用する取り組みを検討します。
【効果】	保護観察対象者の自立支援につながります。
【実績】	鎌倉地区保護司会と、20 歳未満の保護観察対象者を、鎌倉市役所の臨時的任用職員として最長6カ月雇用するという協定を締結し、保護観察対象者を市が臨時雇用しました。

政策 37 外国籍市民等に対する支援

【内容】	通訳タブレットの窓口配置など、外国籍市民等が暮らしやすい行政運営を進めます。
【効果】	外国籍市民等が暮らしやすい環境が整備されます。
【実績】	外国籍市民等が不便なく暮らすことができるよう、市の施策や各種行政手続について、翻訳ツールをインストールしたタブレット端末の活用・拡充を図り、多言語対応窓口の運用を開始しました。

政策 38 総合的な介護予防や健康対策の推進

【内容】	より根拠に基づいた介護予防や健康対策を推進します。
【効果】	健康的に生きる住民が増えることで、人生を楽しめる期間が長くなると同時に、医療や介護にかかる費用の増大を抑制します。
【実績】	健康経営会議を開催し、健康経営の普及啓発を図った。 健康づくりに関するアプリ、専用サイト、ポイント制度を運用した。 <a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/skenkou/tokotokokenkopoint.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/skenkou/tokotokokenkopoint.html</a>

政策 39 職員の働き方改革の推進

【内容】	多様な職員の働き方を検討し、ワーク・ライフバランスの適正化を目指します。
【効果】	職員の健康増進が推進され、多様な働き方によって自分らしい生き方ができるようになります。
【実績】	テレワークの推進を図りました。 ゆう活に遅出勤務を加えた時差勤務の試行を実施しました。 ⇒コロナ禍においては、時差勤務、振替勤務、在宅勤務等の推奨及び年休の取得促進を行いました。 任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員の採用試験を実施しました。 障害者活躍推進計画を策定し、採用試験等において障害者採用を設け、働き方における多様性の提供を行いました。また障害者職業生活相談員を選任して、相談体制の整備を行いました。

政策 40 骨髄ドナー移植支援事業の推進

【内容】	骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)の経済的な負担を軽減し、骨髄移植等の推進を図るため、ドナーとなった市民及びドナーが勤務する事業所を対象に助成金を交付します。また、ドナー提供時の合併症対策も検討します。
【効果】	ドナーの負担を軽減し、ドナー提供者が増加します。
【実績】	鎌倉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱を制定し、「骨髄・末梢血管細胞提供者補助金」を予算化しました。

政策 41 ダブルケア対策の推進

【内容】	市内のダブルケア(介護・育児等)の現状を調査し、適切な支援策(相談窓口の設置等)を進めます。
【効果】	ダブルケアを担っている方々の負担が軽減されます。
【実績】	要支援、要介護認定者(平成 29 年 10 月 1 日現在 10,182 人)の家族や親族に対して、ダブルケアの現状や負担状況(精神的・体力的・経済的)、必要な支援策等(相談窓口・集う場所・手引書)についてアンケート調査し、実態とニーズを把握しました。実態とニーズをもとに今後も継続して必要な支援策を随時実施していきます。 子育て支援センター、地域包括支援センターに対して研修を実施しました。

政策 42 死生観やライフスタイルについて考える機会の創出

【内容】	人生 100 年時代のライフスタイルや、死生観について市民が共に考える機会を創出します。また、エンディングプランのサポートも検討します。
【効果】	市民がより良い人生を送ることができます。
【実績】	ライフスタイルや死生観を考えるツールとして、エンディングノートを作成し、希望者に配布しました。みらいふる鎌倉と共に、ノートの使い方等のセミナーを開催しました。 原則、ひとり暮らしで近親者がおらず、本人死亡後の対応に困難をきたすことが予測される 65 歳以上の方を対象(生活保護受給者は除く)に、エンディングサポートプラン事業を実施しました。

政策 43 既存の法律制度に捉われない共生型の施設・取り組みの推進

【内容】	障害、保育、介護といった行政の枠組みに捉われない共生型の施設や取り組みを推進します。
【効果】	社会資源の有効活用やより住民のニーズにあった福祉・医療サービスが提供されます。
【実績】	鎌倉市老人福祉エンター事業の中に、多世代交流事業を追加し、積極的に事業展開を図る。 民間による保育・介護の共生型施設の設置・開始について、HATSU かまくらなどを通じて支援している。

政策 44 地域福祉・医療産業クラスターの推進

【内容】	地域福祉・医療に関連する先進的かつ挑戦的な人たちが、起業するための支援を進めてることで、業界のイノベーションを進めます。
【効果】	鎌倉発の先進的産業が集積することで、地域経済の活性化、地域福祉・医療の向上に寄与します。
【実績】	中小企業融資(創業資金)を実施し、4 件の利用があった

政策 45 福祉・医療シェアリングエコノミーの推進	
【内容】	シェアリングエコノミーの考えや技術を取り入れることで、鎌倉市の諸々の福祉・医療課題を解決する取り組みを積極的に推進します
【効果】	空き店舗などの有効活用が図れることで経済活性化につながり、地域の福祉ニーズも充足できます。
【実績】	社会福祉法人所有の乗用車(バス・ワゴン車)による外出支援を実施。また、地域の居場所での介護教室の実施。

政策 46 介護・医療制度の創造的破壊	
【内容】	介護保険制度と医療保険制度等の制度に合わせるのではなく、利用者にとって最善の介護×医療の連携を進めます。また、住民の現状にそぐわない介護・医療制度を見直し、市民本位の形に再構築します。
【効果】	制度による縦割りの弊害が解消され、住民本位の制度運営が推進されます。
【実績】	制度上の課題を調査するとともに、将来、介護を必要とする生活にならないように、医療の疾病状況などの情報を提供し、介護予防を兼ねた市民の健康づくりの意識の醸成と支援を行うことにより、介護×医療の連携推進を図ることを目的に、市民健康課を中心に、高齢者いきいき課介護担当及び保険年金課で連携協力することで体制構築をした。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みとして、後期高齢者医療保険被保険者の検診結果データの分析を開始しました。

政策 47 パブリテックによる介護・福祉・医療の効率化	
【内容】	常に進化し続ける最先端技術(IoT、ビッグデータ、AI、ロボット、自動運転車、ブロックチェーン、クラウドコンピューティング等)を用いて、介護・福祉・医療の効率化を進めます。
【効果】	様々な技術を活用することで、行政運営の費用対効果が向上し、住民目線のサービスが提供されるようになります。
【実績】	RPAを導入しました。介護事業者向け手続きガイドを導入して運用しました。次世代救急医療体制の構築に向けた実証事業を開始しました。

政策 48 福祉・医療政策の常時更新体制の整備	
【内容】	全国各地の地域福祉・医療等にかかる先進的な取り組みをいち早く捕捉し、検討します。また、鎌倉の先進施策を全国に発信することで、鎌倉発で日本を変える取り組みも推進します。
【効果】	市民により良い政策が迅速に提供されるようになります。また、全国の自治体にも良い施策を発信することで、共生施策の牽引役となります。
【実績】	広報紙、SNS、市ホームページ及び地下道ギャラリーを通じて共生社会への取組を発信。 地域福祉、医療などにかかる先進的な取り組み情報を踏まえ、相談支援体制の強化のため、包括的支援体制推進事業の内容を見直し、施策化しました。 令和3年11月 地域共生社会推進全国サミット IN かまくらを開催予定⇒ <a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyo/summit2020.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyo/summit2020.html</a>